



報 道 発 表



令和3年10月1日
財務省中国財務局

広島合同庁舎におけるボックス型シェアオフィスの設置について ～首都圏以外で初の事例～

財務省では、経済対策（注）における国有財産の活用として、「地方都市等におけるテレワーク環境の整備を推進し新しい働き方を支援するため、全国各地に所在する庁舎等を民間事業者によるサテライトオフィスの設置場所として提供」することとしております。

これを受け、当局では本年5月末から、広島合同庁舎3号館及び4号館において「ボックス型シェアオフィス」の設置及び運營業務を希望する者の公募を行った結果、今般、JR東日本株式会社が事業者に決定いたしました。

本施設は、本年10月18日（月）を目途に利用開始が予定されております。

（参考）

国の庁舎のサテライトオフィスの設置場所としての提供は、関東財務局における「さいたま新都心合同庁舎1号館」及び「立川合同庁舎」に次いで、本件は3例目であり、首都圏以外では初の事例となります。

（注）「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）



※さいたま新都心合同庁舎における設置例

【連絡・問い合わせ先】

中国財務局 管財部管財総括第二課

電話082-221-9221